

平成22年度事業計画

第1 事業方針

1 (財)都市農山漁村交流活性化機構(以下「本機構」という。)は、都市住民の自然・ふるさと志向とこれに対応して豊かなむらづくりを進めようとする農山漁村の意向を踏まえて、都市と農山漁村の交流を積極的に推進するとともに、都市と農山漁村が一体となった地域活性化のための国民的規模の運動を展開し、もって農山漁村の活性化を図り、国土の均衡ある発展及び自然と調和のとれた豊かでうまいのある社会の実現に資することを目的として、農林水産省の補助事業等のご支援も得て事業の展開を図ってきたところである。

しかしながら、最近の公益法人をめぐる情勢の変化等により本機構がこれまで実施してきた国の補助事業等の確保が困難となっている。このため、平成22年度の実業計画については、都市と農山漁村の交流等を一層促進するため、本機構のこれまでの経験等を活かして新たな時代に対応した本機構のあり方を切り開くことを目指すこととし、自主事業を中心に樹立したものである。

2 都市住民の「農」ある暮らしや田舎暮らしに対する願望が相当程度あり、特に2007年から大量定年退職が始まった団塊世代や若い世代でその傾向が強いことが世論調査等で見られている。このような状況の中で、都市と農山漁村を双方向で行き交う新たなライフスタイルの普及を通じて、ゆとりある国民生活や農山漁村の活性化を図る「都市と農山漁村の共生・対流」を一層推進する必要がある。

このため、市町村、NPO、企業、団体等を構成員とする「オーライ!ニッポン会議」に結集する推進主体の一つとして、「オーライ!ニッポン会議」と連携しつつ、都市と農山漁村の間を「人・もの・情報」が活発に循環する活力ある経済社会の実現を目指して共生・対流を推進するための国民運動の展開を図ることとする。

3 都市住民のニーズを実現し、都市と農山漁村の共生・対流を一層推進するためには、農山漁村主体の取組みだけではなく、都市と農村が連携して共通の目標を達成するための協働が必要である。また、健康的でゆとりある生活、やすらぎ、自然を求めるトレンドを背景に都市住民のグリーン・ツーリズムに対する潜在的ニーズは高いものの、実際の行動までに結びついていない状況にあり、都市住民の潜在的ニーズを具体的な行動に結びつけるためには、団塊世代や若い世代向けといった年代層などに応じた効果的な情報提供と相談活動等が必要である。

このため、都市住民の農山漁村情報に接する機会の拡大、都市住民のニーズに対応した農山漁村における受入体制の整備、取組みの中心となる人材の育成、確保等の都市農山漁村交流促進の支援を行うこととする。

更に、学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子どもの成長を支える教育活動として、小学校における農山漁村での長期宿泊体験を行う「子ども農山漁村交流プ

プロジェクト」が、総務省、文部科学省及び農林水産省の3省連携プロジェクトとして平成20年度から推進されている。

本機構としては、本プロジェクトに対するこれまでの経験を活かし、受入地域の体制づくり、地域リーダーの育成、安全管理体制の確立等受入地域整備の支援を行う。

- 4 過疎化、高齢化の進展等に伴い、活力の低下がみられる農山漁村地域の活性化を図るため、都市と農山漁村の交流等を通じた地域の再生プログラムの策定支援、農村地域への工業等の導入の促進を通じた就業機会の確保による地域の活性化を支援することとする。

また、近年各地で増加している農産物直売所を農山漁村のビジネスとして育成支援していくため、「全国農産物直売サミット」の開催、直売所間のネットワーク化を推進するとともに、地域における着地型旅行商品づくりの支援や体験を主体とした着地型旅行商品の地域と旅行会社との橋渡しを行う。

- 5 都市と農山漁村の交流を促進する観点から、生産者と消費者の交流を積極的に推進し、都市住民の農業・農村の理解の増進を図るほか、各種イベントやフォーラムの開催、海外諸国との交流を行うとともに、多様なメディアを通じた広報活動や出版活動を行う。

また、セミナーの充実強化を図る。

本機構をとりまく新たな情勢変化を踏まえ、新たな視点から都市と農山漁村の共生・対流の推進、農山漁村地域の活性化を図ることとし、第2の事業内容に掲げる事業を総合的に推進することとする。

事業の実施に当たっては、自主事業の拡充強化及び経費の節減を基本に業務の効果的な実施、経理事務の適性化等業務の適切な運営を行う。また、情報公開の徹底を図ることにより公平性、透明性を確保する。

更に、個人会員制度の充実等により財政基盤の強化に努める。

本機構は、公益法人改革に伴い、平成20年12月1日から特例民法法人となったところであり、移行期間内（平成25年11月末まで）での新財団への円滑な移行につき検討を進めることとする。

第2 事業内容

都市と農山漁村の共生・対流の推進

「オーライ！ニッポン会議」(都市と農山漁村の共生・対流推進会議)に結集する推進主体の一つとして、「オーライ！ニッポン会議」と連携しつつ、民間が主体的に取り組む都市と農山漁村の共生・対流の国民運動を引き続き展開することとする。

グリーン・ツーリズムの推進

1 グリーン・ツーリズム情報の発信

全国の農家民宿、農家レストラン、農産物直売所、交流施設、観光農園等のグリーン・ツーリズムデータを整備し、都市住民に対してこれらの情報を提供するとともに相談活動を行うグリーン・ツーリズムセンター機能を充実させる。また、大都市部の自治体の広報誌、タウン誌、旅行誌等への広報やメールマガジン、ファックス通信等を通じて、都市住民が日常的に農山漁村情報に接する機会の拡大を図る。

更に、農産物直売所等のグリーン・ツーリズムデータに緯度経度の位置情報等を取得・付加し、カーナビ、携帯電話業界等への普及を検討する。

2 農山漁村の取組の中心となる人材の育成、確保等

都市と農山漁村の交流を円滑に推進し、また、都市住民等を農山漁村地域に長期間迎えるための様々な体制の整備、地域資源を活用したプログラムの作成、受入れの中心となる農家民宿等の開設と安全管理等質の向上を図るための各種研修会等を開催する。

3 先進的取組等の普及

グリーン・ツーリズムの一層の推進を図るため、廃校活用、滞在型市民農園等先進的な取組事例を紹介するとともにその普及を図る。

4 子ども農山漁村交流プロジェクトの推進

農林水産省、文部科学省、総務省の3省連携施策として、平成20年度から子ども達の学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子どもの成長を支える教育活動として「子ども農山漁村交流プロジェクト」が開始された。5年後には、全国2万3千小学校の1学年120万人が、全国約500地域の農山漁村で1週間程度の長期宿泊体験活動を実施することを目標としている。

文部科学省のふるさと生活体験推進校の4分の1の取組は県外での活動であることから、本機構としては、これまで全国の受入地域及び小学校の基本情報の共有化、受入地域の体制整備、拡充等に努めてきたところである。このような受入登録地域と小学校をつなぐ取組を担ってきた経験を活かし、本プロジェクトの円滑な推進が図られるよう、農山漁村でのふるさと生活体験等のWEBによる情報提供のほか、新たな受入地域の育成や受入登録地域の質の向上に係る研修会の開催、アドバイザーの派遣、地域リーダーの育成、安全管理の推進等の支援を行うこととする。

農林漁業体験民宿の登録推進

1 農林漁業体験民宿の登録の推進

農山漁村余暇法の改正内容の趣旨の徹底を図るとともに、新たな制度の下での登録の推進を図る。そのため、グリーン・ツーリズム総合補償制度等提供サービスの向上により登録促進を図る。

2 登録民宿の利用促進

登録民宿の利用拡大を図るため、インターネットホームページによる宿情報の提供、各種メディアの活用等により都市住民へ積極的にPRを行い、農林漁業体験民宿の利用促進を図る。

農山漁村地域の活性化支援

1 都市と農山漁村の交流等を通じた地域の再生プログラムの策定支援

過疎化、高齢化の進展により活力の低下している農山漁村地域の活性化を図るためには、都市住民との交流を通じて新たな産業を起こして活力ある地域づくりを行う必要がある。

このため、都市と農山漁村の交流による地域の活性化をトータルにサポートする体制を整備し、地域づくりを支援することとする。具体的には、地域づくりワークショップ（地域の合意形成、地域資源の発掘、体験プログラム開発、モニターツアー実施等）、各種計画の策定（構想、計画、アクションプログラム等）、人材の育成（グリーン・ツーリズムインストラクター等）、農家民宿、農家レストラン、農産物直売所、滞在型市民農園、廃校活用型交流施設等のグリーン・ツーリズムビジネスの開業及び運営管理の支援、情報発信、構造改革特区の活用、補助事業導入等について、地域の要請に応じてトータルにサポートし、地域の活性化を支援する。

また、地域の喫緊のテーマである、団塊の世代や若者の受入れによる地域再生方策、市町村合併に対応したバランスのとれた地域づくり、地域資源の有効利用、地域特産品、郷土料理等に内在する知的財産的要素の活用、グリーン・ツーリズム交流ビジネスの連携による農産物直売所を核とする農家民宿、農家レストラン等の農山漁村交流産業クラスターの形成等による地域ブランドの確立等に重点を置き、地域活性化方策を検討する。

2 農工実施計画策定支援受託事業

農村地域への工業等導入の円滑な促進を図るため、市町村及び都道府県が実施する農村地域工業等導入実施計画の策定及び変更、実施計画策定に先立って必要となる用地の選定ないし土地利用構想の策定、導入すべき業種の選定、さらには計画策定後の工業用地等造成に係る諸事項等に関する支援活動について、受託により実施する。

3 農商工セミナーの開催

地方公共団体、関係機関、企業等の事業担当者を対象として、地域における各活動主体間の連携を強化し、地域活性化等についての見識を深めることを目的に農商工セミナーを開催する。

4 事業評価手法の普及による経営構造対策の推進

経営構造対策事業の効率的な実施及び着実な事業効果を発現するため、ロジックモデルを活用した事業評価手法の普及を図る研修会等に対して講師派遣等を行う。

5 「塾友会」等の活動推進

「塾友会」等法人会員企業の協力を得て、企業のノウハウを活用した都市と農山漁村の共生・対流の推進について検討する。

交流事業

1 都市と農山漁村の交流

都道府県、市町村等が実施する都市農村交流イベント、農林漁業体験活動等の行事に対して、本機構はその要請に応じ、企画、運営に参画し、主催者に協力して行事の円滑な運営と都市農山漁村交流の促進を図る。

2 農産物直売サミットの開催及びネットワーク化の推進

全国各地で直売活動に携わっている実践者、支援者が一堂に会し、相互の情報交換や運営上の課題と対策の検討を行う「全国農産物直売サミット」を開催するとともに、「全国農産物直売ネットワーク」の組織拡大を図る。

3 着地型旅行商品づくりの支援

各地域ではグリーン・ツーリズムに関する各種体験メニューを作成し、情報発信等を行っているが、各メニューの大半は商品として旅行会社に取り上げられるに至っていない。

このため、本機構は平成19年、旅行業法に基づく旅行業者に登録したところであり、これにより地域における着地型旅行商品づくりの支援を行うとともに、地域と旅行会社の橋渡し役を担うこととする。また、市町村長と語る旅、マンションフロントサービス会社や福利厚生代行事業会社との連携による体験ツアー、農林漁家民宿おかあさん100選記念企画、セミナーツアー、地方鉄道とグリーン・ツーリズムの旅等を実施する。

4 各種交流フォーラム等の開催

都市と農山漁村の共生・対流等に関するテーマに応じて研究会（月例研究会等）、懇談会、各種フォーラム等を開催するほか、調査研究の成果についての報告会を開催する。

また、農山漁村コミュニティビジネス、農商工連携等各種のセミナーを総合的に実施する等セミナーの充実強化を図る。

5 海外諸国との交流

農林漁業・農山漁村を巡る国際化の進展等に対応して、海外諸国の農山村振興対策及びグリーン・ツーリズムに関する調査団の派遣を行うとともに、海外農業者の研修の受入れ等を行う。

広報出版事業

1 広報活動

(1) 都市住民のニーズに即応したふるさと情報（農山漁村の自然環境、生産、生活、文化、特産品等に関する情報）を新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、企業広報等のあらゆる媒体を通じて積極的に提供する。

(2) 都市・農山漁村交流、農山漁村地域の活性化に関する情報提供及び当機構の業務等の周知徹底を図るため、ファックス通信「まちむらNews」（毎月）・メールマガジン「ふるさと耳より情報」（月2回）を配信する。

- (3) インターネットを通じて、ふるさと情報、民宿等グリーン・ツーリズム情報等を提供するほか、当機構の組織・業務、調査研究の成果、行事等の情報発信を行う。また、WEBサイトを公開している市町村、団体等と本機構のWEBをリンクさせ、市町村等のWEBサイトへのアクセスを容易にするサービスを提供する。
- (4) 都市農山漁村交流や農山漁村地域の活性化に関する映像情報の「ビデオライブラリー」を設置し、研修等へのビデオの貸出しを行う。
- (5) グリーン・ツーリズムツアー、グリーン・ツーリズムセンターの運営を通じて、農山漁村地域及びグリーン・ツーリズムに取り組む旅行者等へ情報提供や一般の人々への相談業務を行う。
- (6) その他、本機構の日常活動を通じて、都市農山漁村交流の促進、農山漁村地域活性化に対する理解を深め、支援者の拡大に努める。

2 出版事業

グリーン・ツーリズム等都市農山漁村交流やむらづくりに関する調査研究の成果品、優良事例集、グリーン・ツーリズム感動ものがたりシリーズ、海外グリーン・ツーリズム研究シリーズ、各種マニュアル、テキスト、パンフレット等、出版事業を拡充強化し広く一般の利用者に提供する。

その他

畜産地域の振興にかかる農山村地域活性化推進事業及び農山村地域魅力形成発信事業は、平成21年度で終了し、これらに関する畜産地域振興基金及び畜産地域魅力形成基金を返還する。